

延岡市生涯学習人財バンク設置要綱

(目的)

第1条 市内の各分野で活躍している方々を広く発掘し、登録、活用する生涯学習人財バンク（以下、「人財バンク」という。）を設置し、市民が身近な場所で、お互いに学び教えあう体制を整備するとともに、地域で出会いの場づくりや連帯意識を深めるきっかけづくりを進めることにより、明るく住みよいまちづくりに寄与していくことを目的とします。

(業務)

第2条 人財バンクの業務は次のとおりとします。

- (1) 指導者の登録及び活用に関すること。
- (2) 登録した指導者（以下、「登録指導者」という。）の資質向上に関すること。
- (3) その他、人財バンクの目的達成に必要な事項に関すること。

(登録対象者)

第3条 人財バンクの目的に賛同する人で、次のいずれかに該当する人としてします。

- (1) 長い間の経験により体得した技術、技能、知識などをもとに、ともに学習できる人。
- (2) 学習を通じて何らかの資格、免許を有する人。
- (3) ボランティア活動や同好者を求めている人。

(登録の方法)

第4条 登録を希望する人は、「人財バンク登録申込書」（別紙様式1）に必要な事項を記載し、教育委員会社会教育課に提出してください。

2 推薦により登録をする場合は、「人財バンク候補者推薦書」（別紙様式2）に必要事項を記載し、教育委員会社会教育課へ提出してください。但し、この場合は、本人の了解を必要とします。

(登録者の活用)

第5条 登録指導者は、「ぴかいちさん」と呼び、公表して人財バンクの目的達成のために活用します。

(登録事項の変更)

第6条 登録指導者は、登録事項について変更が生じた場合、すみやかに教育委員会社会教育課へ連絡しなければなりません。

(登録の取消)

第7条 登録指導者が人財バンクの趣旨に反する行為をしたとき、又は、指導者として適格性を欠くと認められたときは、登録を取り消すことがあります。

(登録の期間)

第8条 登録指導者の登録有効期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とします。但し、年度途中の登録者は、残りの期間とします。

2 登録期間が満了したときは、登録期間の更新をすることができます。

(登録指導者の派遣申込み)

第9条 登録指導者の派遣依頼をするグループ、サークル及び団体等は、学習活動の場所を用意して、直接、教育委員会社会教育課に派遣申込みをしてください。

2 依頼者は、紹介を受けた登録指導者と詳細について打合せを行ってください。

3 この人財バンクは、登録指導者及び依頼者ともに営利目的、政治目的、宗教目的等には利用できません。

(経費)

第10条 登録指導者に対する謝礼については、指導者と依頼者間で協議するものとします。

2 交通費、材料代等に要する経費は、依頼者が負担するものとします。

(事務局)

第11条 人財バンクの事務局を教育委員会社会教育課に置き、事務局は人財バンクに関する庶務を行います。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要なことは別に定めます。

附則 この要綱は、平成6年7月1日から施行します。

附則 この要綱は、平成11年5月6日から施行します。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行します。